

広島県告示第八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中ノ谷地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

尾道市		郡市・区	
向島町		町	
中ノ谷	大平	中ノ谷	字
地番	標柱番号	地番	標柱番号
一三二〇三番一地先市道敷	標柱一号	一三二二二番地先市道敷	標柱二号
一三一六番一地先市道敷	標柱三号	一三一五八番	標柱四号及び五号
一三一六一番一	標柱六号	一三一五二番一	標柱七号
一三二一三番	標柱八号	一三二三八番三	標柱九号